

スチュワードシップ責任を果たすための方針

原則 1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社（以下、「当社」）は、グローバルにビジネスを展開する資産運用グループであるフランクリン・テンプレトン（以下、「FT」）の日本法人です。当社は、FT が海外で運用する商品のご提供を主に行っています。

FT の投資運用会社は、スチュワードシップ責任を果たすため、運用戦略に応じたサステナビリティを考慮し、顧客の中長期的な投資リターンを拡大を図るべきであることを認識した上で、忠実義務に従い議決権行使を行わなければならないこと、当該議決権行使が保有株式等の価値に影響を及ぼすことを理解し、これらを踏まえて議決権行使ガイドラインを採択しています。

原則 2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

FT は、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、利益相反を特定・管理するために、組織・運営面において有効な統制を維持・管理するうえであらゆる合理的措置を講じます。係る利益相反の管理に対する FT の取り組みの概要は、利益相反防止に関する FT の方針に定められるとともに、議決権行使についての方針及び手続においても規定しています。

原則 3 および原則 4

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。また、機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は、現在 FT が海外で運用する商品のご提供を主に行っており、企業調査や企業との対話などの活動は行っていません。しかしながら、今後企業への投資を直接行う機会が生じた場合は、投資先企業の状況を的確に把握するよう努めます。

原則 5 および原則 6

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。また、機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は、現在 FT が海外で運用する商品のご提供を主に行っていますが、当社の議決権行使の目的と基本姿勢、議決権行使に係る意思決定プロセス及び体制等は、当社ホームページ「議決権の行使について」においてご覧いただけます。今後当社が企業への投資を直接行う機会が生じた場合は、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うよう努めます。

原則 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、現在 FT が海外で運用する商品のご提供を主に行っているため、企業への投資実績がありません。また、企業への投資を直接行う予定もないため、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うために必要な体制を整えていません。しかしながら、今後企業への投資を直接行う機会が生じた場合は、適切な組織構築を行うよう努めます。

原則 8

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は、現在、機関投資家に対してスチュワードシップ活動に伴うサービスを提供していません。しかしながら、今後そのようなサービスを提供する機会が生じた場合は、適切な組織・体制を構築し、助言策定プロセスを公表するよう努めます。